

IV 退職金

1 退職金制度の規定の状況及び形態

令和5年に県労働雇用課が実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の退職金制度の規定のある事業所の割合は72.2%で、令和2年実施の前回調査時と比べ2.9ポイント低下している。

規模別にみると、規模が大きいほど退職金制度の規定のある事業所の割合が高くなっており、300人以上規模では100%の事業所で退職金制度が定められている。

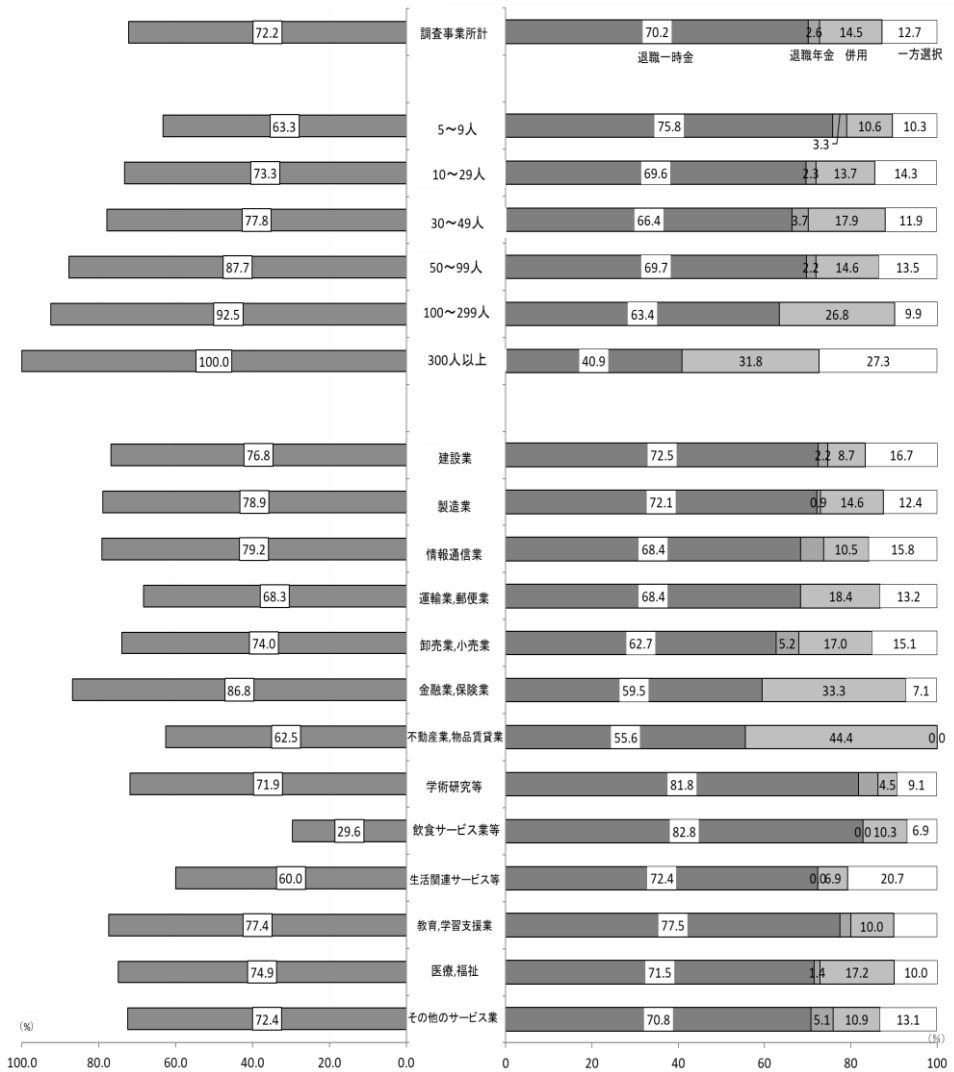
産業別にみると、退職金制度の規定のある事業所の割合は「金融業・保険業」で86.8%と最も高く、「宿泊業, 飲食サービス業」で29.6%と最も低くなっている。

退職金制度がある事業所の退職金支払い形態のうち、最も多いのは「退職一時金形態のみ」で、70.2%となっている。

これを規模別にみると、「退職一時金形態のみ」の占める割合は5～9人規模でもっとも高く75.8%、300人以上規模で最も低く40.9%となっている。一方、「一時金と年金の併用」の占める割合は5～9人規模で最も低く10.6%、300人以上規模で最も高く31.8%となっており、規模が大きくなるほど支払い形態に退職一時金のみを選択する事業所が減少し、一時金と年金の併用を選択する事業所が増加する傾向が見られる。

1) 退職金制度のある事業所
(長野県・令和5年)

2) 退職金制度の形態
(長野県・令和5年)



資料：「令和5年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課